

第3回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和2年9月11日（金）13時30分から15時00分

2 開催場所 大津市役所 新館7階特別会議室

3 出席委員（18名）

1番	高谷	久美子	委員
2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	浅野	美江	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画について

議案第8号 土地改良事業参加資格交替申出（3条2項）について

議案第9号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

- 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第12号 農業者証明について
報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第14号 広報誌「みどりのこだま」について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査、主査

9 議事概要

事務局長 定刻前ではございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第3回の大津市農業委員会定例総会のほうを開催させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今回につきましても、新型コロナウイルス感染予防ということで、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、皆様ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、議席番号順ということで、本日は議席番号2番宇野幸太郎委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。お座りください。

なお、本日の総会の議事でございますけれども、説明の関係で一部次第と順序が前後しますが、係ごとに、農地係、それから若干休憩を入れまして、後半が農業振興係という形で、分けてご審議のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、会議全体の司会進行につきましては副会長の輪番制ということで、議案の審議につきましては農業委員会会議規則の規定により会長にお願いをするということで、従来どおりお願いをいたします。

本日は、中部地区副会長でいらっしゃいます大伴四郎左衛門委員に司会進行のほうをお願いいたします。

それではまず、開会に当たって、大伴副会長のほうからご挨拶をいただきます。よろしくお願いをいたします。

副会長 ご苦労さまでございます。

台風10号の影響が、非常に大きいような情報でありましたけれども、今回それほどの被害が発生してないということで喜んでおります。

本日の議案内容につきまして、慎重に審議をお願いしたいと思いますの

で、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、全委員にご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことを報告申し上げます。

それでは、議事進行につきましては、会長、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、日程に従いまして始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いいたしたいと存じます。

また、議事録の整理のため、発言に当たりましては、挙手し、名前を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源を切っていただくかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

6番 山本 公彦 委員

7番 田中 謙一 委員

よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年9月11日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

では、説明が終わりましたので、去る8月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委 員

先ほども事務局から説明がございましたように、8月24日はNo.1からNo.6まで、北から南まで調査等に参りました。

なお、1から6につきましては、問題はないと私どもは判断いたしておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いたしたいというふうに思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の南小松につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委員 先ほど事務局のほうから詳しい説明があつて、今さら申し上げるようなこともございませんけれども、地元のいわゆる関係団体並びに周辺農地にも問題はないように感じますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.2の小野につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委員 この農地に関しては、水の管理、水の取口ですね、水が非常に取りにくいところですが、特別養護老人ホームということで、別段問題はないのかなと思います。ご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.3の真野1丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いいたします。

委員 真野1丁目の土地ですが、1筆の田を分筆したのを宅地にするということで、水路など関係をいろいろ調べましたが、別段支障はないかと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.4の大石東3丁目及びNo.5の大石小田原2丁目につきまして、地元委員、一括してご意見を申し上げます。

委員 まずは、大石東3丁目ですが、ここにつきましては、貸し渡し人が営んでおられる法人に貸し渡し人のほうから貸し出すということで、特に問題はございません。プランターを置くというようなことらしいです。

また、その次の大石小田原2丁目ですが、これは新名神高速道路が6車線に変更になったということで、早急なる対応が必要だというように聞いております。

特に排水等に関しても双方との確認の必要もなさそうでしたので、まず問題はないと思います。

以上、よろしくご審議申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.6の牧2丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委員

この案件は、事務局より詳しく説明がありましたとおり、8月24日に一日立会委員と地元推進委員とともに立会いをさせていただきました。

この土地は、農事組合法人の事務所が近くにあるのですが、そこから100m離れたところに土地を購入されて、農機具の格納庫を建てられるということです。この土地は、圃場整備の区域内にあると伺っております。本来ならば農地転用が認められない土地ということですが、農事組合法人の農業関係に使われるということから、農地法の運用規定の中で、この場合は特別な農業用施設に供する場合という例で、転用が認められる規定があり、これに該当するという事です。

また、この隣に家が建っているのですが、建物を建てられるところと1.735m離れて格納庫を建てられるということで、隣地の了解も得られているということです。また、道路との段差もほとんどなく、排水などそういうことでの問題はないというように認識いたしております。ということで、問題なしと私は思っております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。
それでは、何かご意見ございませんか。

(なしの声)

議長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

全員挙手により、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

全員挙手により、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

挙手全員により、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、No.6につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
は許可することに決定いたします。

それでは続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画について、このこと
について本定例総会の議決を求める。令和2年9月11日提出。大津市農業
委員会 会長 橋本正和。

農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第7号 農用地利用集積計画については妥当との意
見を大津市長に宛て回答することにいたします。

事務局 今回の案件と別で、最近の事例といたしまして、農用地利用集積計画の件

で1件少し疑義があるものが発生いたしております。

といいますのも、利用計画の更新手続が終わった直後に合意解約の申請が上がってまいりました。理由は、耕作していないからということでした。耕作していないものを更新しているということは何事かということになるのですが、その確認印は、地元の農業組合長さんなり農業委員さんなり推進委員さんなり土地改良区の方が確認して、印を押していただいて、提出されて、更新されております。

その直後に更新されていなかったらいいのですが、聞いてみるとずっと前からやってないけど、更新時期が来たから更新しないといけないと思って更新したということです。今期の話ではないのですが、こういうことがあるので注意していただきたいというところがございます。大津市といたしましては、集積を進めなければいけないところですが、実際耕作されてないのに集積面積に上がるということが大きな問題になってまいりますので、その点お気をつけいただきたいと思います。

もし分からなければ、何度も前から言うておりますように、先に農業組合長さんのところへ行って、地元のよくご存知の方から確認をもらう形を取るか、自分が知っているところで、更新であれば、きちんと耕作しているという確認を、見に行っていたくのが一番なので、そのような手法を取っていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 続きます。議案第8号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第2項）について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年9月11日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見ありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第8号 土地改良事業参加資格交替申出については許可することに決定いたします。
ここで一旦議案の審査を終了します。

司会を副会長に交代させていただきます。

副会長

それでは続きまして、報告案件でございます。

報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、次、報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第12号 農業者証明について、報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

副会長

ありがとうございました。

以上をもちまして報告案件を終了いたします。

そのほか、本日特にこれはということがありましたらお願いをいたします。

事務局

まず1点目ですけれども、前月、8月13日の総会の議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのNo.2については、地元の農業委員さんが現地調査をされた際、申請者が現地調査の場所を間違っておられ、本来の申請土地に草が生い茂っていたため、草刈りをされたことを確認した上で許可書を発行するという事としておりました。

申請土地の草刈りが終わったという連絡が事務局に入りまして、去る8月28日に地元農業委員と事務局で現地を確認いたしました。その結果、確かに草刈りが完了していると確認できました。地元委員にも了承をいただきまして、以後申請者がきちんと農地として管理していかれるということを経験した上で、以後申請者がきちんと農地として管理していかれるということを経験した上で、許可書を発行させていただきます。

以上、報告といたします。

<2点目以降事務局、資料に基づき説明>

副会長

ありがとうございました。

その他、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

副会長

それでは、これもちまして農地係の案件は終了いたします。

それでは、15分間休憩をさせていただきます。

議長 それでは、再開します。
議案第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ただ今の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議長 それでは、意見もないようですので10月2日に、この指針の内容について、農業委員会等に関する法律第7条第2項に基づき、農地利用最適化推進委員のみなさんから、ご意見を伺います。

それを受け、10月の定例総会において大津市農業委員会の指針として決定していただき、ホームページ等で公表することになりますので、よろしくお願いいたします。

議長 以上をもちまして、議案の審査を終了します。

司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 次に報告第14号、広報誌「みどりのこだま」について、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

副会長 それでは、次にその他の事項に移ります。
研修会、会議等の報告について、2件ございます
1件目、8月21日に開催された「農業者年金加入推進特別研修会」に、山本副会長が出席されました。山本副会長、報告をお願いいたします。

副会長 7月21日、農業者年金加入促進特別研修会に、会長に代わり出席してきました。タイトルどおり年金の加入を進めてもらおうという内容ですが、対象者は限られており、探すのは難しい状態ですが、対象者がおられたら、みなさんで対応していきたいと思います。

以上です。

副会長 ありがとうございます。

2件目、8月28日に開催された「湖国女性農業委員・推進委員協議会総会及び学習会」に、浅野委員、高谷委員、槌田委員、正田委員、服部委員が出席されました。

本来であれば、各委員から報告をいただくべきところですが、時間の都合上、事務局よりまとめて報告をお願いします。

<事務局報告>

副会長

ありがとうございます。

以上を持ちまして第3回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。

議事録署名委員

議長（橋本 正和 委員） 印

委員（山本 公彦 委員） 印

委員（田中 謙一 委員） 印